

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第10号を次のように改める。

(10) 災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者

ア 災害により死亡した者 免除

イ 災害により生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった者 免除

ウ 災害により障害者（法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった者 10分の9の割合を軽減

エ 災害により自己（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の合計所得金額が1,000万円以下である者

前年の合計 所得金額	損害の割合 又は程度	
	軽減の割合又は免除	
	10分の5以上のとき、又は全壊であるとき	10分の3以上10分の5未満のとき、又は大規模半壊若しくは中規模半壊であるとき
500万円以下	免除	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1

第6条第3項中「第1項第8号及び第9号」を「第1項第9号及び第10号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の場合において、同項各号に掲げる減免の額が同項各号のうち2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。

様式第 6 号中

「

所在地	地目（登記／現況） 又は種類・構造	家屋番号 登記地積又は床面積 現況地積又は床面積 （うち非課税分）	評価額	備考
-----	----------------------	--	-----	----

」

を

「

所在地	地目（登記／現況） 又は種類・構造 建築年次	家屋番号 登記地積又は床面積 現況地積又は床面積 （うち非課税分）	評価額	備考
-----	------------------------------	--	-----	----

」

に改める。

様式第 7 号中

「

所在地	地目（登記／現況） 又は種類・構造	家屋番号 登記地積又は床面積 現況地積又は床面積 （うち非課税分）	固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	固定資産税概算税額 都市計画税概算税額	備考
-----	----------------------	--	--------------------------	------------------------	----

」

を

「

所在地	地目（登記／現況） 又は種類・構造 建築年次	家屋番号 登記地積又は床面積 現況地積又は床面積 （うち非課税分）	固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	固定資産税概算税額 都市計画税概算税額	備考
-----	------------------------------	--	--------------------------	------------------------	----

」

に改める。

様式第8号（その1）中

所在地	地目（登記／現況）又は種類・構造	地積又は床面積（登記／現況）	家屋番号	納税義務者	
			評価額		
	備考			固定資産税課税標準額	固定資産税概算税額
				都市計画税課税標準額	都市計画税概算税額

を

所在地	地目（登記／現況）又は種類・構造	地積又は床面積（登記／現況）	家屋番号	納税義務者	
			建築年次		
	備考			評価額	固定資産税課税標準額
				都市計画税課税標準額	都市計画税概算税額

に改め、同様式（その2）中

所在地	地目（登記／現況）又は種類・構造	地積又は床面積（登記／現況）	家屋番号	登記名義人又は現に所有している者
			評価額	
	備考			

を

所在地	地目（登記／現況）又は種類・構造	地積又は床面積（登記／現況）	家屋番号	登記名義人又は現に所有している者
			建築年次	
	備考			

に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。